

## 英国里親ケアにおけるレジリアンス

- 英国の福祉改革から -

京都華頂大学 山川宏和 (会員番号 6407)

キーワード: Munro Report, Resilience, Children's Homes

## 1. 研究目的

2010年5月に政権与党に返り咲いた英国の保守党は、キャメロン首相が野党党首時代に講演で明らかにした「Big Society」構想を、この1年の間に、具体的な形で示し始めている。昨年10月には、労働党政府時代の「Big State」(大きな政府)が医療費をはじめとする社会保障費を増大させ、1550億ポンド(1ポンド130円換算で約20兆円)にのぼる財政赤字を抱えることになったとして、今後4年間に830億ポンド(約11兆円)の歳出削減、48万人の公的部門のリストラ、各省庁の歳出25%カットなど、かつてない財政赤字解消案を発表した。こうした政策は、児童ケア部門にも深刻な影響を及ぼしている。Care Matters(白書『どの子どもも大切』)の予算も、2010年度の5490万ポンド(約71億円)から、2014年度には2820万ポンド(約37億円)に削減すると見積もられている。また、約9億円あった児童死亡事件検証予算も、約5億円に削減される。

本研究では、こうした福祉見直し政策が、英国の児童福祉分野、特にこれまで本学会でも発表してきた resilience の実践にどのような影響を及ぼすか、里親ケアと入所施設(Children's Home)ケアを中心に考察を試みることを目的としている。

## 2. 研究の視点および方法

英国の児童福祉実践は、1946年のカーティス報告以来、政府の委託を受けた委員会による報告書によって新たな枠組みが勧告され、その内容を可能にする法的枠組みが作られてきた。ワグナー報告やアッピング報告、ラミング報告などである。そして現在、最も注目されているのが「マンロー報告」(The Munro Review of Child Protection: Final Report - A child-centred system)である。1968年のシーボーム報告以来の大きな変革をもたらすとされる重要報告から、今後の里親ソーシャルワーク実践の行方を考察する。

また、保守党の福祉改革の影響を受けるであろう里親ケアと入所施設ケアの役割を改めて考察することで、英国児童福祉実践の鍵となるアタッチメントとレジリアンスがどのように具体化されているかを明らかにする。

## 3. 倫理的配慮

公刊されている資料を主として用いるが、発表に際しては、日本社会福祉学会研究倫理

指針に則り、先行業績の引用に関する記載、原著者等による承諾などを厳密に行う。また、英国の実践者等から得られる事例については、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用する。

#### 4. 研究結果

1) LSE（ロンドン大学政治経済学大学院）教授であるマンロー（Eileen Munro）による報告で示された15の勧告は以下のものである。第一に、アセスメントの簡略化である。現行法では、児童福祉サービスに相談が寄せられて7日以内に初期アセスメントを行い、その後35日以内に処遇を決定するアセスメントを行うことになっているが、これを1つにまとめ、複雑な官僚機構を簡略化し、ケース記録もソーシャルワーカー個人ではなく、ユニット単位で保管する。また、地方児童保護委員会（LSCB）は、効果を査定した年次報告を作成するよう求めた。さらに、通告なしの監査訪問を行ない、児童の意見が反映されたサービスが展開されているか査定することを勧告した。また、地方自治体に、児童ソーシャルワークの再構築を求めた。

2) 2011年4月に里親規則（The Fostering Services (England) Regulations 2011）が改正された。2002年里親規則に比べ、日常の里親ケアについて、より自由な裁量を里親に与えた。たとえば、日常的な少額の出費については、地方自治体の許可を不要とした。また、子どもの意見表明も重視している。マンロー報告との共通点としては、厳しい予算削減を複雑な官僚機構・官僚主義の是正によって行おうとしている。これによって、労働党政権下では徐々に長期化していた委託期間の短縮、家庭復帰支援のさらなる徹底が予想される。早期介入と速やかな保護が、児童ソーシャルワークに求められるものとなり、里親委託の決定も初期対応のソーシャルワーカーが行うため、研修が必要となる。

3) 2010年度、64,400人が措置委託されているが、そのうち、里親委託は47,200人で73%を占める。一方、入所施設ケアは6,200人（そのうち日本の児童養護施設にあたるChildren's Homesは4,900人で8%）で10%である。ところが、64,400人のうちの短期委託児童10,000人に占める入所施設ケアは、5,500人（55%）であり、入所施設ケア児童のうち実に88.7%は短期処遇ということになる。また、10歳以上が8,300人（83%）であり、入所施設ケアは、里親委託が難しい年長児童の短期処遇の特徴がある。

4) 以上から、里親ケアのリジリアンスは、長期処遇の可能性が高いため、乳幼児期からのアタッチメントが重要な役割を果たし、安定した委託が求められる。一方で、年長児童の短期委託という特徴がある入所施設ケアでは、リジリアンスはリービング・ケアと密接な関連があり、情報提供や職・住居のあっせんなど現実的な支援が求められる。リービング・ケアの適用年齢を現行の24歳から1年延長する新たな児童法の改正が企図されているが、年長児童のリジリアンスの涵養に資するものとなろう。里親ケアと入所施設ケアに明らかな特徴のある英国では、こうした実践が可能となっているのである。